

OECD 環境統計 — 環境関連歳出と税制 (抄)
 (OECD “Environmental Data — Environmental Expenditure and Taxes”)

表4A 環境関連税制の内訳 (抄)

(Structure of Revenues from Environmentally Related Taxes)

2004年(億ドル)

課税対象	日本
エネルギー物品(Energy products)	485
輸送目的	406
うち、ガソリン	297
生活上の使用目的	79
化石燃料	44
電気	34
自動車、その他輸送手段 (Motor vehicles and transport)	291
取引課税	42
保有課税	249

- 軽油引取税
- 石油ガス税
- 航空機燃料税
- 揮発油税
- 地方道路税
- 石油石炭税
- 電源開発促進税
- 自動車取得税
- 自動車重量税
- 自動車税
- 軽自動車税

表4B 環境関連税制の税収 (抄)

(Trends in Revenues from Environmentally Related Taxes)

2004年

	GDP 比 (% of GDP)			税収 (億ドル)		
	うち エネルギー 物品	うち自動車 その他 輸送手段		うち エネルギー 物品	うち自動車 その他 輸送手段	
デンマーク	4.8	2.5	1.9	117	61	48
オランダ	3.6	1.9	1.3	216	117	79
フィンランド	3.3	1.9	1.2	61	37	23
イタリア	3.0	2.2	0.4	513	379	74
イギリス	2.6	2.0	0.5	564	443	103
ドイツ	2.5	2.2	0.4	697	601	96
フランス	2.1	1.6	0.2	442	334	42
日本	1.7	1.1	0.6	776	485	291
カナダ	1.2	1.0	0.2	125	99	24
アメリカ	0.9	0.6	0.3	1,056	694	346
OECD 平均	1.8	1.3	0.4			

(注1) OECDによる「環境関連税制」(Environmentally Related Taxes)の定義は、以下のとおり。

- ・ 特に環境に関連するとみなされる課税物件に課される一般政府に対する全ての強制的・一方的な支払い
- ・ 税の名称及び目的は基準とはならない
- ・ 税の使途が定まっているかは基準とはならない

(注2) 「環境関連税制」の課税対象には、上記の「エネルギー物品」・「自動車、その他輸送手段」のほか、「廃棄物管理」、「オゾン層破壊物質」等がある。

(注3) GDP比の内訳については、OECD環境統計には示されていないため、OECDが公表している各国のGDPを基に試算した。

<p>(1) 原材料として用いられるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 石油化学用ナフサ、鉄鋼原料炭等の原材料は免税 【イギリス 気候変動税】【ドイツ エネルギー税】 【オランダ エネルギー税、石炭税】 【フィンランド 液体燃料税、電気・特定燃料税】 【デンマーク CO2 税】
<p>(2) 大口排出者に対する措置（エネルギー効率改善又はCO2削減目標に係る政府との協定等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2000年歳入法に基づき、鉄鋼、セメント等のエネルギー集約産業において、政府とエネルギーの効率改善又はCO2削減目標に係る気候変動協定（climate change agreement）を締結したセクター等は、80%軽減【イギリス 気候変動税】 事業用に使用する電力が1,000万kWhを超える場合において、エネルギーの効率改善に係る協定を政府と締結し、エネルギー集約事業として指定された場合に免税。【オランダ エネルギー税】 排出量取引制度の対象となっている企業については、課税の対象とならない。対象となっていない企業のうち、法令において列挙されたエネルギー集約的な工程（溶解・濃縮・乾燥等）を有する企業については、まず、税額の18分の13が還付され、さらに、デンマーク・エネルギー庁と自主協定（voluntary agreements）を締結すれば、税額の30分の29まで還付。【デンマーク CO2 税】
<p>(3) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーにより発電された電気は免税 【イギリス 気候変動税】 【ドイツ 電気税】 【デンマーク 電気税】 (フィンランド 電気・特定燃料税は、免税にはならないが、補助金制度が設けられている。) CHP（combined heat and power：電熱併給設備）により発電された電気は免税 【イギリス 気候変動税】 【フィンランド 電気・特定燃料税】 (ドイツについては、CHPで用いられるエネルギー製品について、エネルギー税が免税) 鉄道等で消費される石炭・天然ガス・電気は免税【イギリス 気候変動税】 鉄道等で消費される軽油・天然ガス・電気は免税【デンマーク CO2 税】 温室栽培に使用される軽油・重油は、液体燃料税の一部を還付 【フィンランド 液体燃料税】

《参考》EU諸国において、発電用燃料は、免税（【イギリス 気候変動税】、【ドイツ エネルギー税】、【オランダ エネルギー税】、【フィンランド 液体燃料税 電気・特定燃料税】、【デンマーク CO2 税】）。ただし、電気について、我が国よりも高率の税が課されている。

(出典) 各国政府資料、EU資料等

(注) 上記の「免税」には還付や非課税を含む。